

平成21年第4回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成21年2月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成21年3月4日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
  - 1番 中村守夫
  - 2番 矢ヶ崎紀男
  - 3番 永原良子
  - 4番 前田親人
  - 5番 宇治徳庚
  - 6番 宮下敏夫
  - 7番 成瀬恵津子
  - 8番 船木善司
  - 9番 三堀善業
  - 10番 中谷道文
  - 11番 岩田清
  - 12番 山岸忠幸
  - 13番 根橋俊夫
  - 14番 篠平良平
6. 会議事項
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号平成21年度辰野町一般会計予算
  - 日程第4 議案第2号平成21年度辰野町上水道事業会計予算
  - 日程第5 議案第3号平成21年度辰野町簡易水道特別会計予算
  - 日程第6 議案第4号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
  - 日程第7 議案第5号平成21年度辰野町公共下水道特別会計予算
  - 日程第8 議案第6号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
  - 日程第9 議案第7号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
  - 日程第10 議案第8号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第11 議案第9号平成21年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算
  - 日程第12 議案第10号平成21年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算
  - 日程第13 議案第11号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第14 議案第12号平成21年度辰野町老人保健医療特別会計予算
  - 日程第15 議案第13号平成21年度町立辰野総合病院事業会計予算
  - 日程第16 議案第14号平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算

- 日程第17 議案第15号平成21年度辰野町有線放送特別会計予算
- 日程第18 議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第17号辰野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第20 議案第18号辰野町今村介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号辰野町唐木澤介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
- 日程第23 議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号辰野町社会体育館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号町営辰野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第29号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第32 議案第30号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第31号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第32号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第33号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議案第34号平成20年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第35号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第38 議案第36号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算  
(第1号)

日程第39 議案第37号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第40 議案第38号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第41 議案第39号辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第42 議案第40号辰野町鴻ノ田辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第43 議案第41号農山漁村活性化プロジェクト支援交付金荒神山地区の実施に  
ついて

日程第44 議案第42号辰野町営住宅平出団地(辰野町地域優良賃貸住宅)建物取得  
について

日程第45 議案第43号辰野町道路線の認定について

日程第46 議案第44号辰野町道路線の変更について

日程第47 議案第45号辰野町道路線の廃止について

日程第48 議案第46号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第49 請願・陳情について

#### 7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	赤羽 八洲男
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	平泉 栄一	まちづくり政策課長	小沢 辰一
住民税務課長	野沢 修一	保健福祉課長	井口 敬子
産業振興課長	松尾 一利	建設水道課長	根橋 正美
会計管理者	加島 範久	教育次長	白鳥 義政
病院事務長	荻原 憲夫	福寿苑事務長	金子 文武
開発公社常務理事	竹淵 光雄	消防署長	丸山 均
両小野国保病院		社会福祉協議会	
事務長	増沢 秀行	事務局長	林 龍太郎

#### 8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 飯 沢 誠

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第1番 中村守夫

議席 第2番 矢ヶ崎紀男

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。3月定例議会大変ご苦勞様でございます。3月議会は予算審議が主でございますので更なる慎重審議をお願いをいたします。開会に先立ち報告させていただきます。2月6日全国町村議長会において地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に努めた辰野町議会が表彰を受け、去る2月27日県町村議長会定例総会の折、伝達を受けました。表彰状はこのとおりであります。今後とも議会の活性化に努めてまいりたいと思いますので、議員各位のご協力をお願いいたします。定足数に達しておりますのでこれより平成21年第4回(3月)辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧いただきたいと思ひます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

おはようございます。ここに平成21年3月辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ時節柄ご多様のところご出席を賜り感謝申し上げます。今年の冬は雪の少ない想像以上の暖冬となり、全国からは梅や桜の開花情報が早くから伝えられています。鋸南町での一行は一足早い春を味わってまいりました。このまま自然災害などのない穏やかな年であつて欲しいものだと願っておりますが、近年の異常気象に対しましては一抹の不安も感じてもいるところでございます。

日本の経済は現在、世界的な景氣後退の影響を受けまして内需、外需とも厳しい状況が続く中で、昨年10月から12月期のGDP、国内総生産は年率換算で12.7%の大幅な減少になる見通しが出されました。内閣府の2月地域経済動向でも、長野県を含む東海・北陸地域の景況判断は「極めて急速に悪化している」と下方修正され、

厳しい状況認識が示されております。町内を見ましても主要産業の一つであります製造業を中心に生産はかつてないほどの大幅な、かつ急速に減少し企業の経営状況や雇用が壊滅的打撃を受けております。今後も大変厳しい状況が続くものと見込まれ、大きな危機感を持っているところであります。一刻も早い景気回復を願うものです。

地方財政を取り巻く状況につきましても、景気後退に伴い税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによりまして、財源不足が大幅に拡大すると見込まれるところであります。この4月1日より「地方公共団体財政健全化法」が全面的に施行され、平成20年度の決算から適用になります。一般会計、特別会計や土地開発公社・第三セクターの状況について収支、経営状況、資産や将来負担の実態を含め適切に把握し、辰野町は現在心配のない範疇にあり、現在の状況下でございますがなお一層の財政健全化に取り組むものであります。

私の3期目仕上げの予算編成となります。平成21年度の事業と予算につきましては、予算編成方針を提案時に説明申し上げますが、一般会計予算総額では74億700万円で、前年度比2.3%の増額予算となり「時代要請型積極予算」と名付けてまいりました。また特別会計予算は15会計で78億7,303万円で、前年度比17.2%の減額予算であります。「国の景気浮揚対策への対応」「安心・安全に暮らせるまちづくり」「健康・保健・医療への積極的な対応」などに留意しながらの予算編成となりました。町財政の健全度を測る指標は年々改善の方向にありますが、より一層健全化に向け、9つの視点を設けて重点政策課題にできる限り対応してまいりました。

さて今定例会でご提案申し上げます議案につきましては、予算関係では平成21年度一般会計、特別会計合わせて16件、平成20年度一般会計補正予算など補正予算10件、条例の制定及び改正12件、辰野町公の施設の指定管理者の指定など7件、人事案件1件、合計46議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたってのご挨拶と致します。

なお、このたび事前配布いたしました議案につきましていくつかの字句の修正等があり、ご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席1番中村守夫議員、議席2番矢ヶ崎紀男議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（成瀬）

皆さんおはようございます。去る2月24日議会運営委員会を開催し、平成21年第4回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

2月24日辰野町告示、第13号によって辰野町長より3月定例会を3月4日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと3月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○事務局長

会期日程（案）朗読

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月19日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成21年度辰野町一般会計予算から日程第18、議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計予算までの、16議案を一括議題といたします。町長より各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町 長

それでは平成21年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提出するにあたりま

して、予算編成方針を申し上げます。さて地方財政につきましては、国の取組みと歩調を合わせ人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の自主財源を確保することが重要とされております。しかしながら金融市場の混乱などから企業の設備投資や輸出の減少幅が拡大するなど、景気後退の状況となり地方税や国税は大幅な減収が予想されております。当町でも固定資産税をはじめとする税収は減少の見込みであり、例年どおりの自主財源の確保は厳しく難しく更に財政調整基金に頼らざるを得ない状況下にあります。また平成19年度決算から「財政健全化法」に基づく財政4指標が公表となり、当町では全てにおいて早期健全化基準内に入っておりますが、更なる健全財政に向けて地方債の抑制、事務事業の徹底した見直し、人件費等の削減を推し進めていかななくてはなりません。平成21年度予算を編成するにあたりましては「一大居住拠点都市構想」の実現に向けて「協働のまちづくり」の推進と行財政改革と機能強化を中心に事業を進めていくこととし、とりわけ少子化対策及び教育環境整備に力を注ぎながら、特別会計も含めより一層の経営改革と経営の健全化及び事業の活性化に努めるよう、19年度決算を基本に70億円程度を予算規模としてそれを目途に編成を行ったわけであります。なお町の活動を支える道路網の整備を大きな柱の一つとして積極的に進めるとともに、辰野病院の移転新築につきましては「公立病院改革プラン」の審査を経て具体的準備に入っております。

平成21年度予算は、評価替えに伴い固定資産税が減収となる他、景気後退等により法人町民税は大幅な減収となる見込みであります。地方交付税は「生活防衛のための緊急対策」を踏まえて、新たに地域雇用創出推進費を創設するなど増額とする見込みであります。また、地方税収入の減少に伴う臨時財政対策債も大幅な増となる見込みです。しかしながら譲与税等他の交付金関係は大幅な減少の見込みであります。一方歳出は、引き続き社会保障関係の経費の増加を始め小中学校の耐震改修、道路建設など投資的経費も計画的に進めなくてはならないなどの状況下にあります。更に21年度に予定しておりました事業を前倒しし、景気浮揚策として取り組んでまいります。なお引き続き公債費等償還経費が高い水準にあることなど依然として厳しい財政状況にあります。このような状況の中で以下に掲げました9つの視点により、経費の徹底した削減に取り組み、重点政策課題への積極的な対応を図ってまいります。1つとして第四次辰野町総合計画の評価と第五次へのアクション。2つ目保

健・福祉・医療の連携強化。3つ目教育施設の整備と小学校英語授業導入。4番目道路網の整備・推進。5番目少子化対策、妊婦健診の充実・不妊治療・出産育児一時金の増額等であります。6つ目町債発行の抑制と財政の健全化。7つ目防災体制の強化、自主防災組織の拡充と消防ポンプ自動車購入と防災マップ作成等あります。8つ目指定管理者制度の推進。9つ目の柱は協働のまちづくりの推進と拡大であります。

次に新年度予算の概要を申し上げます。平成21年度一般会計予算の総額は、74億700万円で前年予算に比較しまして1億7,000万円、すなわち2.3%の増額予算となりました。主な歳入について申し上げます。町税全体では25億7,867万2,000円の前年予算に対しまして1億1,534万3,000円、4.3%の減額となりました。これは所得の減少及び景気後退等により町民税が、評価替えに伴い固定資産税が減額と見込んだことによるものであります。地方譲与税では890万円減の1億2,610万円6.6%の減額となりました。地方交付税は前年予算に比較して9,000万円すなわち4.7%の増額であります。生活防衛のための緊急対策に基づいて総額4,000億円増額したものによるものでございます。国庫支出金は3億4,121万6,000円で15.5%の減額となりました。これは建設事業費の減少によるものであります。繰入金は6億553万4,000円で19.6%の増額となりました。この主な内訳は、一般財源充当のための財政調整基金から3億9,500万円、ふるさと基金300万円、庁舎建設基金370万円、土地開発基金2億円、ほたる保護育成基金333万4,000円他を取り崩し計上をいたしました。町債は5億8,630万円で20.13%の増額となりました。臨時財政対策債3億3,000万円をはじめ、清掃運搬施設整備事業債、浄化槽整備事業債、土地開発公社健全化事業債、消防施設整備事業債、学校教育施設整備事業債を計上をいたしました。

次に歳出について申し上げます。地方道路整備事業、障害者就労等支援事業、消防ポンプ自動車2台の購入、西・東小学校耐震事業などに取組んでまいります。

次に特別会計は15会計で78億7,303万4,000円で前年予算に比較して16億3,555万6,000円、17.2%の減額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業及び簡易水道事業は、下水道事業に伴う配水管布設替工事、石綿管の排水管更新工事及び各施設の更新改良を計画的に実施する中で、施設の適正な維持管理に努め、安心・安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。公共下水道は



供用開始以来17年が経過して水洗化も順調に推移してまいりました。長年の懸案でありました辰野駅前地区ですが、平成20年度で整備が終了し辰野町の下水道整備事業もほぼ完了となりました。今後も引き続き宅内接続の普及と汚水処理場の適正な維持管理に努めてまいります。病院事業は、大きな課題でありました移転新築事業については、入札中止から2年が経過しましたが平成20年度は公立病院改革プラン策定に努力をしてまいりました。移転新築につきましては改革プランの検証と併行して計画を再構築しながらも作業を進めてまいります。基盤となる収益的収支につきましては常勤医師数と連動することが非常に大きく、引き続き医師確保を努めてまいりますが大変厳しい状況下であります。経費の節減等、収入の確保も図りながら、良質な高度な医療提供と経営改善に引き続いて努力をしてまいります。介護老人保健施設は、建物の老朽化に加えて入所待機者が30名弱に及ぶなど、入所規模の見直しや施設の改修の検討が必要な段階でもあり、今後において皆様のご意見を伺いながら、利用者の立場に立った施設として研究してまいります。なお引き続き利用者の自立した生活に導くなどそういった支援や家庭復帰を促し、地域や家庭との結びつきを一層深めながら、介護老人保健施設に対する信頼づくりにも努力をしてまいります。国民健康保険は、引き続き地域に根ざした医療保険制度を進める中で、主要事業の特定健康診査・保健指導は更に充実して実施していくことにより、生活習慣病などを減らし医療費の削減効果を高めてまいります。また少子化対策推進の一環として出産育児一時金を増額し、出産費の負担軽減を図ってまいります。介護保険は住民が安心してサービスを利用できる環境整備を図りながら、地域包括支援センター、地域支援事業などの運営を推進してまいります。

以上、平成21年度辰野町一般会計及び特別会計予算（案）の概要を申し上げましたが、緊縮予算の中で効率的に運用することが重要であり、行財政改革大綱に基づき最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいります。国においては「経済財政改革の基本方針2008」において、「21年度予算はこれまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国・地方を通じて引き続き最大限削減を行う。」としております。また景気の更なる悪化が懸念される中ではありますが、真に必要な住民ニーズを適確に捉え健全財政の堅持、行政のスリム化を図るとともに足腰の強い財政基盤を確立していくために、行財政改革を更に押し進めてまいります。議員各位のご支援とご協力、切にお願い申し上げます。予算編成及び提案にあたっての方針といた

します。よろしくご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます、なおまた詳しくは予算説明書、予算参考資料等をご覧いただきご審議の参考にしていただければと思いますが、原案可決くださいますようよろしくようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。本予算関係議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって総務産業建設常任委員会に対し、議案第1号平成21年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号平成21年度辰野町上水道事業会計予算、議案第3号平成21年度辰野町簡易水道特別会計予算、議案第4号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計予算、議案第5号平成21年度辰野町公共下水道特別会計予算、議案第6号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算、議案第7号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算、議案第15号平成21年度辰野町有線放送特別会計予算を。社会福祉教育常任委員会に対し、議案第1号平成21年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費(水道費を除く) 10. 教育費、議案第8号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第9号平成21年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算、議案第10号平成21年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算、議案第11号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号平成21年度辰野町老人保健医療特別会計予算、議案第13号平成21年度町立辰野総合病院事業会計予算、議案第14号平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算、議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計予算を付託することに決しました。

日程第19、議案第17号辰野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第17号辰野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。平成21年度の介護報酬改定で2.8%の引き上げが決まっております。介護従事者の処遇改善を図りサービスの質の向上が目的ですが、改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、上昇分を補填するための基金を設置する条例を制定するものでございます。基金として積み立てる額は、改定による平成21年度の上昇分の全額と平成22年度に同じく半額が臨時特例交付金として国から交付されるものです。平成21年度施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源等にあてられます。また当該基金は特例対策のため平成23年度末をもって解散するものとし、その歳、基金に残余額がある場合は国庫に返還するものでございます。以上提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第17号につきましては会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号については社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第20、議案第18号辰野町今村介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について、日程第21、議案第19号辰野町唐木澤介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について、以上2件について一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第18号辰野町今村介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。今村地区における高齢者を対象とした介護予防事業や高齢者等の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町今村介護予防センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき辰野町今村介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。

続きまして、議案第19号辰野町唐木澤介護予防センター設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。唐木澤地区における高齢者を対象とした介護予防事業や高齢者等の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町唐木澤介護予防センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき辰野町唐木澤介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したいものでございます。以上2議案の提案理由を申し上げますのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号及び議案第19号につきましては会議規則第37条の規定により、社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号及び議案第19号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第22、議案第20号辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは議案第20号辰野町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。辰野町が長野県住宅供給公社に依頼し建設してまいりまし

た、辰野町地域有料賃貸住宅平出団地が完成しましたので、住宅管理条例を制定したいとするものであります。この条例は特定有料賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき地域有料賃貸住宅制度要綱に沿った、地域有料賃貸住宅の設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。地域有料賃貸住宅制度は平成19年3月国土交通省住宅局長通知により要綱が出されました。子育て世帯や障害者世帯、高齢者世帯など住居の安定に配慮が必要な世帯に居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、国が助成を行う制度として発足したものであります。一般型と高齢者型がありまして、辰野町では一般型としました。条例第1章総則は第1条から3条まで条例の主旨、定義、設置に関する事項。第2章地域有料賃貸の管理につきましましては第4条から32条までで、入居に関する事項を規定、公募の方法、入居者の資格、入居の申し込み・決定、入居の手続き、家賃・敷金、入居者の費用負担、住居の明け渡し等です。第3章第33条は罰則規定です。この中で第6条の入居者の資格の内、入居基準額及び第13条の家賃につきましましては法で定めるものの他、辰野町地域有料賃貸住宅管理規則で定めてまいります。別表は設置団地の名称等表のとおりであります。建物の概要を申し上げます。中層耐火構造3階建て2LDK B 76.33㎡9戸と2LDK 58.34㎡9戸の合計18戸であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議いただき原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号につきましましては会議規則第37条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号については総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第23、議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。町長、副町長及び教育長の給与につきまして辰野町特別職報酬審議会の答申を受けまして、答申どおり平成20年度と同率の5%の削減を行い財政運営の健全化に寄与したいとしますのでございます。条例の改正内容につきましては、附則第2項中平成20年4月1日から平成21年3月31日を平成21年4月1日から平成22年3月31日に改め、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上提案理由を申し上げます。原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議案第23号辰野町社会体育館設置条例の一部を改正する条例について、日程第26、議案第24号町営辰野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第25号辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件について一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第22号荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号辰野町社会体育館設置条例の一部を改正する条例について、議案第24号町営辰野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

て、議案第25号辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。この4件につきましては今まで開発公社で指定管理を行っておりましたが、これから直営管理を行うため各条例の一部改正をお願いするものであります。荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の改正の部分であります。第3条中の見出しを含めての「利用」を「使用」に改め同条第6号バレーコートを削除する。第4条及び第7条中の見出しを含めての利用を使用に改める。9条第1項中、管理を「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。第9条第2項第3号中「（以下、「利用料」とい。）」を削る。第10条中見出しを含めて「利用料」を「使用料」に改める。第12条第2項第2号中「利用」を「使用」に改める。

次の辰野町社会体育館設置条例の関係ですが第3条第1項中、管理を「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改め、同条第2項第3号中以下「利用料という」を削る。第4条の見出しを「使用料」に改め、同条中「利用料」を「使用料」に改める。第5条中見出しを含めての「利用料」を「使用料」に改める。

次の町営辰野球場の設置及び管理に関する条例であります。第4条第1項中、管理を「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改め、同条第2項第3号中「（以下、「利用料」という。）」を削る。第5条中の見出しを使用料に改め、同条中「利用料」を「使用料」に改める。第6条中見出しを含めての「利用料」を「使用料」に改める。

辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の関係ですが、第4条中「（以下「指定管理者」という。）」を削り「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。第5条中見出しを含めての「利用」を「使用」に「指定管理者」を「町長」に改める。第6条中の見出しを「使用料」に改め同条第1項中「利用」を「使用」に、「利用料」を「使用料」に、同条第2項中「利用料」を「使用料」に、「を準用する」を「のとおりにする」に改め、同条第3項を削る。第7条の見出し中「利用料」を「使用料」に同条中、「指定管理者」を「町長」に、「利用料」を「使用料」に改める。第8条の見出し中「利用料」を「使用料」、同条中「利用料」を「使用料」に、「指定管理者」を「町長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改める。第9条中の見出し中、「利用」を「使用」に改め、同条中「指定管理者」を「町長」に、「利用」を「使用」に改める。第10

条中「利用者」を「使用者」に改める。第11条を削り、第12条を11条とする。それぞれ附則としてこの条例は平成21年4月1日から施行する。以上4件、提案説明を申し上げましたがご審議の上、原案可決くださいますようよろしく申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（13番）

2点お聞きしたいと思います。今回直営ということになるわけですがけれども、1つは申し込み等の実務ですかね、そういうものはどうなるのかってということと、それから実際に公園等の管理、草刈ったりいろいろ管理はされていると思いますけれども、実際今まで開発公社の方で直接雇用されて対応していたと思いますが、そのへんはどういうふうに変わっていくのか、説明をしていただきたいと思います。

○教育次長

申し込みの関係ですがけれども、今まで申し込みの関係は荒神山の方で受け付けを行っておりました。急に体制を変えるというようなことも大変ですので、一応今の時点では直営になりましても申し込み関係は能力活用センターの方、そちらの方で一応受け付けを受けるような形を体制を取っていきたいと思います。それと管理の関係で今までの草刈り等、これらに対しましては一応直営になるわけですがけれども、臨時等も使いましてそれぞれの管理体制は整えていきたいと思っています。以上です。

○根橋（13番）

そうしますと建物、パークセンターふれあいの場所は分かるんですがその受付業務等は具体的にはどういう体制のもとでやるんですか。

○教育次長

受付につきましても一応、教育委員会の方で責任者を置いておきながら向こうの事務所の方へ臨時の関係、委託、臨時を採用しながらということの中で対応していきたいと思っています。

○議長

他にございませんか。

○岩田（11番）

「利用」を「使用」に改めるというものが全部この条例改正にあたってキーワー



ドになっているわけですが、利用と使用はどこが違うのか。そしてこれを利用を使用にしなければいけない必然性があるって改正を提案されたと思うんですが、そのへんのところを説明していただきたいと思います。

○教育次長

使用料条例の關係に絡んでくるわけですが、一応地方自治法の關係、その關係で一応、公的な關係で取り扱う場合には使用料というような形になってくると思います。また指定管理の關係で管理をしていく形になる場合には、利用料というような利用というような言葉遣いになってきます。その關係で今回直営というようなことになってきますので、その分を使用料というようなことで改定をさせていただきました。

○議 長

他にございますか。

○山岸（12番）

中身には直接關係ないんですけども、今回この議案について3回訂正というかなされたわけなんですけれども、この議案を提出するについてのチェック体制というものはどういうふうになっているのか、質問します。

○教育次長

一応今回主幹課の方で教育委員会の方で提案をしたわけですが、一応町の方の法規審査会も出しながらということの中で、その後課の中で十分協議をしてということの中で、提出をしたわけですが、いろいろすり合わせ關係十分でなかったというようなことでの訂正等もありまして、大変ご迷惑しましたけれども一応そのような形の中で提案をさせていただきます。以上です。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第22号荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。続いて議案第23号辰野町社会体育館設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたし

ます。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。続いて、議案第24号町営辰野球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。続いて、議案第25号辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第26号辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。平成12年度から始まりました介護保険制度も平成20年度で第3期が終わり21年度から23年度までの第4期に向けての介護保険料の改定をお願いしたい、とするものでございます。介護保険料は1号被保険者の皆さんから一定の基準により保険料を徴収することになっており、今後3年間の各種介護サービスに要する費用等の推計を基に算定いたしました。また平成21年度の介護報酬改定で2.8%の引き上げが決まっており、議案第17号で提案させていただきました、辰野町介護従事者処遇改善臨時特例基金も保険料の上昇分を抑制するための基金として繰入れ、また介護給付費準備基金も3年間で1億円を繰入れ、保険料の上昇を最小限のものとしていたしました。この結果、基準額は年額4万800円となり率で役13%、額では4,680円の増となります。月額に直しますと3,010円から3,400円となり390円の

増となります。また今回は第3期における激変緩和措置を踏まえ第4期において、保険料負担段階の第4段階の内、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方において軽減を図り、6段階から8段階に区分を広げ所得段階に応じた保険料の改定を行いたいとするものでございます。なお急激な保険料の上昇を抑制するために、附則第3条第1項第1号から第8号は特例による平成21年度の保険料、同条第2項第1号から第8号は特例による平成22年度の保険料でございます。以上提案理由をご説明申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。

○宇治（5番）

第3条のですね2の令第39条第5号、市町村で定める額は200万とか400万でありますけれど、これは何を指しているのか教えていただきたい。

○保健福祉課長

これは第5段階にいきますと、政令によりまして保険本人が住民税課税で合計所得が200万未満の者、第6段階にいきますと保険本人が住民税課税で合計所得が400万円以上の者、これに該当しましてこれは保険者が定めることができるとされているものでございます。

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号につきましては、会議規則第37条の規定により、社会福祉教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第29、議案第27号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第27号辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。財団法人長野県下水道公社が実施している排水設備責任技術者認定試験に社団法人日本下水道協会の責任技術者資格認定試験制度を導入することにより、及び指定工事店の指定基準を見直しすることのない条例の一部を改正するものであります。辰野町公共下水道条例、平成13年辰野町条例第6条の一部を次のように改正する。第9条第3項第2号は指定工事店の指定審査に関する事項に関するもので、「又は寄付行為及び登記簿の謄本又は」を「及び」に「外国人登録証明書」を「登録原票起債事項証明書」に改め、同項に「(6) その他町長の指定する書類」を加えるものです。これは証明書の名称変更が主なものであります。第10条は指定工事店の指定の基準を定めた事項で「税や使用料、その他料金に滞納がない者」を追加するものです。第12条第2項は排水設備工事責任技術者の登録の有効期限を定めた事項で有効期限が3年であったものを「町長が指定する試験機関が発行する合格証または更新講習修了証の有効期限とする」もので、責任技術者の資格期間と登録有効期間を同一にし工事店等の負担軽減を図るとするものであります。第13条は責任技術者の登録の申請に関する事項で第1号は証明書の名称の変更、第2号は責任技術者認定試験について、「下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格したこと、または更新講習を終了したこと」に改めるもので、前段で説明いたしました日本下水道協会の試験制度を採用するものであります。第15条は責任技術者認定試験に関する事項で、第1項は認定試験に「更新講習」を加え長野県下水道公社が行っていたものを「指定試験機関」に改め、第2項では「更新講習も含めることとする」ものです。指定試験機関につきましては規則で定めていきます。なおこの方式は県下殆どの市町村で導入する予定となっております。この条例は公布の日から施行するとします。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第27号辰野町公共下水道条例の一部を改

正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は、原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第28号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。公営住宅法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴う条例の改正及び老朽等により住宅を取り壊したので管理戸数に変更が生じたため条例の一部を改正するものであります。辰野町営住宅管理条例、平成9年辰野町条例第17号の一部を次のように改正する。まず附則ではこの条例は平成21年4月1日から施行する。経過処置として2は政令に基づく家賃については平成21年度から適用とするものであります。3は平成21年4月1日現に入居している者については新家賃が旧家賃を超える者について、新政令の規定に関わらず新家賃から旧家賃を控除した差額に、以降年度毎に表の率を乗じた額を加算するもので家賃の激変緩和処置の規定です。なお収入超過者にはこの適用がありません。4は21年4月1日に公募開始し、同日以降に入居が決定された者については従前によるものとされるものであります。5は21年4月1日現に入居している者についての入居基準は、平成26年3月31日までは従前の例によるものとされているものであります。なお入居基準につきましては、改正前が取得基準額20万円以下、改正後は15万8,000円となり入居基準が引き下げられました。新家賃は所得によってそれぞれ異なりますが、入居基準以下の家庭では大きな変化はないと思われまます。裏面をご覧ください。第3条の別表を改正するものであり、現行表では全体で189戸、改正後表では154戸となり35戸の減少です。主なものは荒神山団地の10戸減、平出団地28戸減などとなっております。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（13番）

只今の説明の5の5項ですかね。ここに関係するところなんですけれども、一つは今回住宅によって違うと思いますが平均アップ率と言いますかね、何%アップになっているかっていうことと、5番で今のところいきますと26年3月31日までは実質的には上がらない家庭の方が多いというふうに捉えてよろしいんですか？そのへんちょっと2点。

○建設水道課長

2点についてお答えします。アップ率であります、さきほど説明しましたように収入超過者が非常に少ないので殆どの家庭が入居家庭以下ということで変化はないということであり、町の場合はですね。それと26年3月31日までの従前の例というのは、これは入居の基準でありましてそれまで現在に入っている方については基準額が引き下げにならないという意味であります。以上です。

○議 長

他にございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第28号辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時30分といたします。

休憩開始 11：17

再開時間 11：30

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第31議案第29号平成20年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成20年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を提案するにあたりまし

て、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定などに伴う国・県補助金、分担金及び負担金、起債額の変更、財源組替及び不用額の調整、町税の増額などの補正予算であります。この補正額は4,375万円の減額であり、予算総額は80億9,631万5,000円となりました。その大要を申し上げますと、歳入につきましては法人町民税9,857万4,000円の増額をはじめ、町債などの増額補正、事業費確定による国庫支出金5,415万9,000円、繰入金7,559万円、分担金及び負担金901万6,000円など減額補正であります。

歳出につきましては、総務費は一般管理費を始めとする不用減額が主なものであります。民生費では、身体障害者支援のための扶助費、平出地区介護予防空間整備事業における福祉車両等購入経費、後期高齢者医療特別会計への繰出金、臨時保育士賃金の増額及び不用減額が主なものであります。衛生費では、塵芥処理事業の上伊那広域連合等負担金の不用減額が主なものであります。農林水産業費では汎用コンバイン導入補助金と事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、商工業振興資金利子補給及び保証料の不用減額が主なものであります。土木費では、道路建設基金の積立の増額と事業費確定による不用減額が主なものであります。消防費では、辰野消防署負担金の増額と不用減額が主なものであります。教育費では、小中学校の扶助費増額と事業費確定による不用減額が主なものであります。災害復旧費では、事業費確定による財源組替であります。

以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じ関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第32、議案第30号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第30号平成20年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。事業の予定量を変更するもので有形固定資産購入費420万円を365万5,000円追加し785万5,000円としました。資本的収入及び支出では収入はありませんが、支出では建設改良費を365万5,000

円増額し 5,095 万 5,000 円としました。4 ページ補正予算説明書をご覧ください。支出では有形固定資産購入費では沢底減圧弁取替工事として 115 万 5,000 円を計上しました。これは沢底地区にあります減圧弁が定期点検で作動していないことが発見され、付近住宅での水圧が高くなっていることから早急に取り替えたいものがあります。また排水施設従事者の更新として 250 万円を計上しました。耐用年数が経過し、運行に支障が出る恐れがあるため更新したいとしますものであります。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○船木（8 番）

4 ページに車の更新というふうにありますけれども、どのような車に替えるのか、それと走行キロ等を含めた経年がどの程度であるのか質問します。

○建設水道課長

お答えします。車につきましては現在バンタイプの車で 4 駆でありまして、購入から 8 年経過し走行 km は 14 万 km であります。更新につきましては同じタイプにしたいと思います。

○議 長

他にございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 30 号平成 20 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 30 号は原案のとおり可決されました。日程第 33、議案第 31 号平成 20 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 31 号平成 20 年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、提



案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を1,042万4,000円とするものであります。6ページをご覧ください。歳入は鴻ノ田簡易水道収入の水道使用料を3万1,000円増額しました。続いて7ページをご覧ください。歳出は鴻ノ田簡易水道費で総務管理費の需用費の内、光熱費を3万1,000円追加しました。これは本管漏水により取水ポンプの稼働が増えたため電気料金を増額するものであります。なお漏水箇所については既に修理済みであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第31号平成20年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。日程第34、議案第32号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第32号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ3,820万円減額し、歳入歳出予算の総額を15億997万1,000円とするものであります。7ページをご覧ください。歳入では下水道負担金を250万円増額、これは受益者負担金であります。8ページをご覧ください。公共下水道費、国庫補助金を300万円減額しました。これは補助金の確定によるものであります。9ページをご覧ください。町債では公共下水道債を3,770万円減額しました。10ページをご覧ください。歳出では02目水処理センター管理費で備品購入費として、BOD孵卵器の購入費32万円を計上しました。03目公共下水道事業費では工事精算による減

額を、積立金では財政調整期金への積立を1,120万円減額しました。内容は起債を減らし積立予定を充当したためであります。11ページをご覧ください。公債費では元金償還で215万5,000円を増額、利子償還で615万5,000円を減額しました。利子の減額は繰上償還による効果であります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（13番）

10ページの備品購入、BOD孵卵器っていうのはこれはどういう目的のものなんでしょうか。

○建設水道課長

BOD孵卵器につきましては、インキベーターって言われるものでありまして温度を一定に保つ機械であります。BODの測定のために採取液を20度で5日間経過した酸素の減少量を測るためのその温度を一定に保つ機械でありまして、現在故障しておりましたので購入をお願いしたいと思います。以上です。

○議長

他にございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第32号平成20年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第35、議案第33号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第33号平成20年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ 169 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 822 万 4,000 円とするものであります。詳細について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入は分担金を 63 万円減額しました。新規加入がなかったためであります。7 ページをご覧ください。県負担金を 106 万 5,000 円減額しました。これは今村徳本水のミニバイパスに関連した公共マスの移転補償費の減額であります。8 ページをご覧ください。歳出では水処理施設管理費の内、下横川地区、北部地区の水処理管理費の工事請負費をそれぞれ減額しました。9 ページをご覧ください。公債費では利子償還について、財源の組替えをするものであります。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 33 号平成 20 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。日程第 36、議案第 34 号平成 20 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 34 号平成 20 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,801 万 5,000 円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 6,467 万 8,000 円とするものでございます。内容につきましては 6 ページをご覧ください。国庫支出金につきましては国庫負担金交付決定によります、特定健康診査等負担金 51 万 5,000 円の増額でございます。7 ページの県支出金も同じく、交付決定によります特定健康診査等負担金 51 万 5,000 円の増額でございます。特定健康診査等負担金は国・県・町と 3 分の 1 ずつの負担となっております。8 ページの共同事業交付金で

は高額医療費共同事業交付金 126 万 7,000 円の増額及び保険財政共同安定化事業交付金 712 万 9,000 円の減額補正でございます。9 ページの繰入金是一般会計繰入金の内、保険税軽減分 974 万 8,000 円と保険者支援分 345 万円の減額でございます。10 ページの諸収入は国保連合会上伊那支部交付金 1 万 5,000 円の増額でございます。次に歳出につきましては11 ページの保健給付費療養諸費は保険財政共同安定化事業拠出金の確定による財源組替と一般被保険者療養費負担金 100 万円の不用減額、高額療養費につきましても高額医療費共同事業交付金決定によります財源組替と、退職被保険者等高額療養費負担金 200 万円の不用減額でございます。12 ページの共同事業拠出金は高額医療費拠出金 150 万円が増額、保険財政共同安定化事業拠出金は 1,400 万円の不用減額でございます。13 ページの保健事業費は特定健康診査等事業費 174 万 9,000 円、疾病予防費委託料41万 6,000 円、負担金35万円がそれぞれ不用減額でございます。以上提案理由を申し上げましたので、ご審議の上原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

○議 長

日程第37、議案第35号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第35号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ30万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 725 万 4,000 円とするものでございます。内容につきましては6 ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては国保分34万 3,000 円、老人保険分67万 1,000 円、一部負担金15万円を減額し、他保分23万円、後期高齢者分20万円を増額いたしました。7 ページでは前年度の繰越金42万 8,000 円を増額いたしました。次に歳出につきましては、8 ページの総務費施設管理費で看護師賃金が 5 万 6,000 円の減額、医師委託料は20 万円の増額、医療費消耗品費は40万円を減額いたしました。以上提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第35号平成20年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。日程第38、議案第36号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第36号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ29万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ457万5,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入の診療収入につきましては国保分23万4,000円、他保分1万円を増額し、老人保険分70万円一部負担金1万円、後期高齢者分15万円を減額いたしました。7ページでは前年度の繰越金32万6,000円を増額いたしました。次に歳出につきましては、8ページの総務費施設管理費で看護師賃金20万8,000円と医師委託料40万6,000円の減額。医薬品代41万円を増額いたしました。9ページの予備費は8万6,000円の減額補正でございます。以上提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第36号平成20年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり可決されました。日程第39、議案第37号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第37号平成20年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ475万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,981万5,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金が決定したことに伴いまして、事務費繰入金76万1,000円を減額し、保険基盤安定繰入金551万3,000円を増額補正いたしました。7ページの歳出では後期高齢者医療広域連合負担金の内、軽減分納付金551万3,000円を増額し、事務費負担金76万1,000円を減額いたしました。以上提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第40、議案第38号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第38号平成20年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,090万円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございますが、督促手数料を1,000円増額いたしました。7ページの国庫支出金につきましては介護保険事業費補助金が55万4,000円の増額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,276万3,000円の増額でございます。8ページの繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金72万4,000円の減額でございます。次に歳出でございますが9ページをご覧ください。認定審査会共同設置負担金17万円の減額でござ

ございます。10ページの基金積立金は介護従事者処遇改善臨時特例基金に国からの交付金を受けて積み立てるものでございます。以上提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第41、議案第39号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第39号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するために議会の議決を求めるものでございまして、今回この4月1日からお願いをする6施設についてお願いをするものでございます。1の辰野町ボランティアセンター、2辰野町老人福祉センターにつきましては社会福祉法人辰野町社会福祉協議会へ平成24年3月31日まで、3の辰野町生活支援センターにつきましてはNPO法人障害福祉地域生活支援センターへ平成26年3月31日まで、4の辰野町世代間交流施設につきましては世界昆虫館代表者川島陽江氏に平成23年3月31日まで、それから5の辰野町今村介護予防センターは今村区へ、6の辰野町唐木澤介護予防センターにつきましては唐木澤区へ26年の3月31日まで、なおこの2つの施設につきましては以後協定により延長することができるというものでございます。以上提案理由を申し上げました。原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号につきましては、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第39号については、社会福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第42、議案第40号辰野町鴻ノ田辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは議案第40号辰野町鴻ノ田辺地に係る総合整備計画の策定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。辺地に関わる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条2号規定によりまして別紙のとおり、辰野町鴻ノ田辺地に関わる総合整備計画を策定したいものでございまして、議会の議決を求めるものであります。地元区との協議を重ねる中で、平成21年度からの5年間の計画の上限として国・県に申請をしていくものであります。事業の概要につきましては2ページをお開きください。この整備計画でございまして、この辺地でございます辰野町の指定地域は上野と鴻ノ田地区の2地区でございます。これは辺地度数に基づきまして指定されるものでございまして、100点以上が該当になりましてこの鴻ノ田地区につきましては159点でございます。1ページについては地勢等の地区の概要がございます。2ページの方の(3)から説明をさせていただきたいと思っておりますが、公共施設の整備がこの法律によって実施ができるわけでありまして、その中のメニューでございます。1つには浄化槽の設置に対するところの補助でございます。当地域は農業集落排水事業の下水処理対策を計画をしておりましたけれども、管路の延長が長く地元負担金も高額になることから、個別での浄化槽設置を推進しこれにたいして補助金を申請するものでございます。②番でございますが、簡易水道施設の整備でございます。現在の配水管が33年あまりを経過して漏水等の箇所が見受けられます。配水管改良工事を行い辺地住民の生活環境の向上を図るものでございます。③でございますが、町道59号線道路改良でございます。諏訪辰野線につながるこれは上野地区の上野公民館の所へ通ずる町道でございますけれども、こちらは冬期間は日陰の地域が多く、凍み上がり等によりまして道路の傷みが激しい道路状況でございます。これが一番諏訪辰野へ下りる最短の道路でありまして路盤改良を中心とした道路改良を行いたいとするものでございます。おめくりをいただきまして3ページをご覧ください。町道58号線道路改良工事でございます。こちら



は集落内を走っております町道でございます、これも主用地方道諏訪辰野線につながる重要な路線でございます。この道路は道幅が極端に狭い所も数箇所ございまして大型車輛等の通行も困難なことから、道路幅を4 m以上に拡幅し集落の交通事情を改善をしたいとするものでございます。⑤番でございますが消防施設の整備でございます。現在は当地区には手押し車による小型動力ポンプしかないため、初期活動に支障を来しているところから軽小型ポンプ付きの積載車とそしてその保管庫を整備したいとするものでございます。4ページをお開きください。こちらが事業費の内訳でございます。これは交付税にて辺地対策事業債の補填をされる、その事業費を主財源として実施するものでございまして、左側でございます事業費がそれぞれの事業の総事業費でございます。合計が1億7,210万円でございます。その右端の方の欄をご覧いただきたいと思いますが、一般財源の内、辺地対策事業債の予定額が右側に記載をされているものでありまして、1億6,110万円の交付税措置のある起債を主財源とさせていただきたいと思っております。この計画の年度実施の計画でございますが、年度別の計画には5ページをお開きをさせていただきたいと思っております。参考資料として5ページの所でございますが、下段でございますが中程よりも下段でございます21年度から25年度までの計画事業費でございます。位置につきましては参考資料をご覧をさせていただきたいと思っております。以上説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○船木（8番）

2ページのですね（3）の①お願いしたいんですが、国・県・町の補助っていうふうになるんだろうと思うんですけども、この比率っていうのはどうなるんですか。2つ目としてはその補助率、最後のページ見ると1戸あたり1箇所あたり95万というような額になってますけども、その補助率っていうのはどの程度なのか、併せて対象戸数はどうでしょうか。以上です。

○まちづくり政策課長

これにつきましてはですね、基準額が決まっておりますのでそれで補助率は一律にはまいりません。ですので5人槽とか20人槽、槽によってですね国の基準額を超えた場合には100%が補助になりまして、それはですね人槽によって補助金額も変わっ

てくるわけであります。5人槽の場合はですね、81万4,000円、それから少しとびまして8人から10人槽の場合は119万3,000円がこれが92%を上限としてのものでですね補助金額ということになります。戸数につきましてはその表にあるかと思いますが、一応全戸対象ということで考えております。

○議長

補助はすべて町か国かということの話は。

○まちづくり政策課長

これはですね国・県それから町もございしますが、交付税充当額がですねこの場合には80%が国・県との対象となります。

○議長

他にございますか。

○根橋（13番）

関連して今のところなんです、この計画全体戸数がちょっと30戸という計画なんです、その例えば近接している場合にはこのなんて言うんですかね、両方2戸が1戸の方を使うっていうことの方が事業費が安くなると思うんですけども、そういうような計画にはなっているのでしょうか。

○まちづくり政策課長

これはですねまだ計画の概要、概要設計の段階でございしますのでこれから具体的にですね自主設計を進めていく中で、その数字が確定されてくるものと思います。それは担当課の方で地元と十分協議をする中で進めてまいりたい、そんなふうに思います。

○議長

他にございますか。

○岩田（11番）

4ページですけども、この辺地対策事業債ということで予定されたわけですが1億6,000万ほどですけども、これの償還計画というのはどうなりますか。

○まちづくり政策課長

これもですね、各年度のですね事業計画が固まったところで国の方、県の方と協議をさしていただきながら起債の申請を上げていく形になります。

○議 長

他にございますか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第40号辰野町鴻ノ田辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案のとおり可決されました。日程第43、議案第41号農山漁村活性化プロジェクト支援交付金荒神山地区の実施についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長

議案第41号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金荒神山地区の実施につきまして提案理由を説明申し上げます。平成20年度着工予定の土地改良事業、荒神山地区の計画を実施するにあたりまして、土地改良法第96条の2第2項に「市町村が行う土地改良事業の開始については市町村は土地改良事業を行おうとする場合において、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経て土地改良事業の計画の概要を定め…云々。」と手続き上の規定がされております。この規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。それでは概要を申し上げます。別紙をご覧ください。地区名は荒神山地区でございまして、この地区は沢底川から取水し荒神山ため池、たつの海へポンプにより送水をしている送水管であります。別紙の赤線で示したのが計画1でございます。事業主体は辰野町、事業名は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業です。事業量は送水管VU管径250mm、延長630mであります。事業年度は平成20年度から平成22年度の3箇年を予定をしております。事業費が3,300万円でございます。補助率は国が55%、県が1%、町が44%でございます。事業の年度別でございますが平成20年度事業量としましては送水管の布設が140m、それから平成22年度に送水管の布設490mを予定をしております。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第41号農山漁村活性化プロジェクト支援交付金荒神山地区の実施についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。日程第44、議案第42号辰野町営住宅平出団地(辰野町地域優良賃貸住宅)建物取得についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第42号辰野町営住宅平出団地(辰野町地域優良賃貸住宅)建物取得について提案理由の説明を申し上げます。辰野町が長野県住宅供給公社に依頼し建設してまいりました辰野町地域優良賃貸住宅平出団地建物について、長野県住宅供給公社と譲渡仮契約が締結されたので、辰野町議会の議会にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得物権につきましては、1. 建物の所在、辰野町大字平出2355番地5、2. 取得金額2億4,847万円。3. 建物の規模、鉄筋コンクリート造3階建1棟18戸、延べ面積1336.65㎡、4. 取得先、長野県住宅供給公社、理事長、腰原愛正。建物の詳細について申し上げます。この建物は国交省の特定有料賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく整備基準に適合したもので、中層耐火構造3階建オール電化仕上げ、救急搬送が可能なスペースを備えたエレベーターが付いております。間取りは2LDKB 76.33㎡が9戸、2DKB 58.34㎡が9戸で子育て世代でもゆったりできる間取りとなっております。付帯施設としては物置、駐輪場で駐車場は20台分を確保いたしました。以上提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田（11番）

当然あれですね、完成するまでに工事保険とかいうもの掛かってるわけですがけれども、現状県のものとするれば県の方ですね、完成後の火災保険、地震保険など掛かっているのか、何月何日にそれが町へですね所有権が移転するのか、とその保険関係はどうなっているのか。

○建設水道課長

保険関係の話は建設につきましては長野県の住宅供給公社が建てておりますので町は保険に入っておりません。引き渡しを受けた時から保険に加入するということであり、町が。以上です。

○議長

他にございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第42号辰野町営住宅平出団地（辰野町地域優良賃貸住宅）建物取得についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。日程第45、議案第43号辰野町道路線の認定について、日程第46、議案第44号辰野町道路線の変更について、日程第47、議案第45号辰野町道路線の廃止について、以上3件についてを一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第43号辰野町道路線の認定、議案第44号辰野町道路線の変更、及び議案第45号辰野町道路線の廃止について提案理由を申し上げます。まず議案第43号辰野町道路線の認定について表をご覧ください。21路線の認定をお願いするものであります。整理番号1、5、6、7につきましては平出団地の建設による町道の付け替え、廃止に伴う認定替えです。2は通称北大出南平線、3、4は小野雨沢ほ場整備地内、8、21は上野ほ場整備地内の町道で中山間総合整備事業の完了に伴う認定であります。続きまして議案第44号辰野町道路線の変更について説明申し上げます。表をご

覧下さい。5路線の変更を行うもので、整備番号1は小野雨沢ほ場整備地内、3は上野ほ場整備地内の町道とともに中山間総合整備事業の完了に伴う変更です。2は小横川の小横川の南側の町道で終点を変更するものです。4は平出団地内です。5は樋口地籍で箕輪町との境で延長を延ばすものであります。なお表の起点、終点に地番が着けられていないものにつきましては、町道台帳に記載がないためであります。また町道の変更の基準につきましては、起点が変わらず終点が変わるものとしています。続きまして議案第45号辰野町道路線の廃止について説明申し上げます。表をご覧下さい。11路線を廃止するもので、整備番号1及び5から11は平出団地の建設により廃止するものです。2は小横川町道1256号線の変更に伴うもの。3は北大出南平の認定に伴うもの。4は上野ほ場整備に伴い廃止するものであります。以上提案理由を申し上げました。ご審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号、議案第44号、議案第45号につきましては会議規則第37条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第43号、議案第44号、議案第45号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第48、議案第46号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第46号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。人権擁護委員は現在5名の方で構成されており任期は3年となっております。今回ご提案申し上げますのは平成21年6月30日をもって任

期を迎える牛丸重人氏の後任についてであります。牛丸氏につきましては現在伊那人権擁護委員協議会委員の男女共同参画部会の副会長の要職にあり、意欲的にまた積極的に人権擁護委員の仕事に取り組みいただいております。人権擁護委員として適任者でありますので、再度次期委員として法務大臣に推薦したいと考えております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるべくご提案申し上げますのでよろしく審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第46号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。日程第49請願・陳情についてを議題といたします。陳情につきましては、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

ただ今の陳情3件につきましては、総務産業建設常任委員会へ審査を付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

## 11. 閉会の時期

3月4日 12時 26分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 飯沢誠の記録したものであつて、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番